

平成23年4月1日

第2270号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

## 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の変更（168・福祉政策課）……………1
- 生活保護法による施術者の指定（169・福祉政策課）……………1
- 秋田県総合生活文化会館の利用料金の承認（170・県民文化政策課）……………2
- 秋田県民会館の利用料金の承認（171・県民文化政策課）……………5
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（172・団体指導室）……………8
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の名称の変更（173・建築住宅課）……………9
- 建設業の許可の取り消し（174・山本地域振興局総務企画部）……………9
- 建設業の許可の取り消し（175・仙北地域振興局総務企画部）……………9

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（情報企画課）……………10
- 特定病院の認定（障害福祉課）……………12
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………12
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………12
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………13

## 公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施（28・運転免許センター）……………13
- 教習指導員審査の実施（29・運転免許センター）……………14
- 技能検定員審査の実施（30・運転免許センター）……………15
- 教習指導員審査の実施（31・運転免許センター）……………16

## 告 示

## 秋田県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
イオン薬局大曲店	イオンリテール株式会社	大仙市和合字坪立 177番地	ジャスコ大曲店薬 局	イオン薬局大曲店	平成23年3月1日

## 秋田県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐竹敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
佐藤 忠之	横手市前郷字上三枚橋 23番2号	ひまわり整骨院	横手市前郷字上三枚橋 23番2号	柔道整復	平成23年1月7日
大沢三千寿	大館市池内道下91-1	出張あんま屋さん 千寿	大館市池内道下91-1	あん摩マッ サージ指圧	平成23年3月1日
小松田紘史	横手市平城町6-25	平城鍼灸整骨院	横手市平城町6-25	柔道整復	平成23年3月10日

## 秋田県告示第170号

秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第10号）第条12第1項の規定により、次のとおり秋田県総合生活文化会館の利用料金を承認したので、同条例第12条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県総合生活文化会館の利用料金は、平成23年4月1日から適用する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 施設利用料

## (1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			利用料金の額				
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につ き	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	23,100円	32,400円	55,500円	9,300円	
		土曜日・日曜日・休日	31,100円	43,600円	74,700円	12,500円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	38,800円	54,900円	93,700円	16,000円	
		土曜日・日曜日・休日	54,700円	77,400円	132,100円	22,700円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	4,400円	6,200円	10,600円	1,700円
		土曜日・日曜日・休日	5,200円	7,100円	12,300円	2,000円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	8,100円	11,400円	19,500円	3,200円	
		土曜日・日曜日・休日	9,600円	13,600円	23,200円	3,800円	
	練習に使用する場合		1時間につき				560円
第二練習室		1時間につき				400円	
第三練習室		1時間につき				280円	
音楽研修室		1時間につき				1,000円	

## 備考

1 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時

間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。

- 2 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 4 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の利用料金を徴収する。
- 5 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 6 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、利用料金は、徴収しない。

## (2) 美術展示ホール

区分		使用の単位	利用料金の額
第一展示室	全室	1日につき	18,000円
	A		13,600円
	B		5,600円
第二展示室			12,300円
第一展示室及び第二展示室			28,100円
第三展示室	全区画		12,300円
	4分の3区画		9,100円
	4分の2区画		6,200円
	4分の1区画		3,300円

備考 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用する時の利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

## (3) 研修室

区分	利用料金の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	17,400円	23,100円	40,500円	5,700円
4分の3区画	13,000円	17,400円	30,400円	4,300円
4分の2区画	8,800円	11,600円	20,400円	2,900円
4分の1区画	4,400円	5,800円	10,200円	1,500円

## 備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

## (4) 多目的ホール

区分		利用料金の額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から午 後5時まで	午後5時後の時 間1時間につき
全ホール	平日	17,600円	23,200円	40,800円	5,800円
	土曜日・日曜日・休日	20,400円	27,200円	47,600円	6,800円
ホールA	平日	8,800円	11,600円	20,400円	2,900円
	土曜日・日曜日・休日	10,200円	13,600円	23,800円	3,400円
ホールB	平日	4,400円	5,800円	10,200円	1,500円
	土曜日・日曜日・休日	5,100円	6,800円	11,900円	1,700円
ホールC	平日	4,400円	5,800円	10,200円	1,500円
	土曜日・日曜日・休日	5,100円	6,800円	11,900円	1,700円

## 備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

## (5) イベント広場

区分		利用料金の額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から午 後5時まで	午後5時後の時 間1時間につき
全区画	平日	13,600円	18,200円	31,800円	4,600円
	土曜日・日曜日・休日	16,400円	21,800円	38,200円	5,500円
2分の1区画	平日	6,800円	9,100円	15,900円	2,300円
	土曜日・日曜日・休日	8,200円	10,900円	19,100円	2,800円

## 備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として

計算した利用料金を徴収する。

2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

3 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

## 2 設備利用料

### (1) 音楽ホール及び練習室

区分		使用の単位	利用料金の額	
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	22,400円	
		グランドピアノ（フルコンサート用・外国製）	11,200円	
		グランドピアノ（フルコンサート用・日本製）	5,600円	
	音響設備	1式1回につき	2,300円	
	照明設備	1式1回につき	4,500円	
映写設備	16ミリ用映写機 スライド用映写機	1式1回につき	3,400円	
			1,100円	
舞台設備	所作台	1式1回につき	5,100円	
	平台	1式1回につき	2,300円	
	松羽目	1式1回につき	1,100円	
	竹羽目	1式1回につき	1,600円	
	金びょうぶ	1双1回につき	1,100円	
	一文字幕	1枚1回につき	1,100円	
第一練習室	音響設備	1式1回につき	1,100円	
	照明設備	サスペンションライト	1式1回につき	1,100円
	舞台設備	可動ステージ	1式1回につき	2,300円
第三練習室	楽器	ポジティブオルガン	1式1回につき	790円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	1式1回につき	5,600円

### (2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	利用料金の額
拡声装置	1式1回につき	1,100円
スライド用映写機		560円
オーバーヘッドプロジェクター		560円
ビデオテープレコーダー		560円
のぞきケース		560円
四面ガラスケース		560円

## 秋田県告示第171号

秋田県民会館条例（昭和39年秋田県条例第3号）第条12第1項の規定により、次のとおり秋田県民会館の利用料金を

承認したので、同条例第12条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県民会館の利用料金は、平成23年4月1日から適用する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 施設利用料

### (1) 大ホール（器具を除く。）、展示室及び会議室

区分		利用料金の額							
		午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後10時 まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間につ き
大ホー ル	入場料を徴収しない場合	7,550円	18,400円	31,600円	31,600円	50,000円	63,200円	81,600円	7,550円
	入場料1人当たりの最高額が1,000円以下の場合	11,200円	28,500円	46,900円	46,900円	75,400円	93,800円	122,300円	11,200円
	入場料1人当たりの最高額が1,000円を超え5,000円以下の場合	14,000円	34,700円	59,100円	59,100円	93,800円	118,200円	152,900円	14,000円
	入場料1人当たりの最高額が5,000円を超える場合	23,400円	59,100円	97,900円	97,900円	157,000円	195,800円	254,900円	23,400円
展示室		820円	2,050円	3,550円	3,550円	5,600円	7,100円	9,150円	820円
大会議室		2,000円	5,500円	8,250円	8,250円	13,750円	16,500円	22,000円	2,000円
会議室		290円	710円	1,200円	1,200円	1,910円	2,400円	3,110円	290円

#### 備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用する場合は、利用料金の額は、この表に定める額に1.2を乗じて得た額とする。
- 午前9時前又は午後10時後の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、大ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

### (2) 小ホール、研修室及び練習室

区分	利用料金の額								
	午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 から午後 11時まで	午後11時 後の1時 間につき
小ホール	3,780円	10,800円	14,400円	10,800円	25,200円	25,200円	36,000円	7,250円	3,780円
大研修室	1,110円	3,150円	4,300円	3,150円	7,450円	7,450円	10,600円	2,150円	1,110円
中研修室	570円	1,650円	2,150円	1,650円	3,800円	3,800円	5,450円	1,000円	570円
小研修室	330円	900円	1,350円	900円	2,250円	2,250円	3,150円	600円	330円
第一練習室及び第二 練習室（1室につ き）	1時間につき								1,500円
第三練習室	1時間につき								600円

## 備考

- 練習室の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
  - 小ホールの使用者が500円を超える入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、小ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は小ホールの使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 2 大ホールの器具利用料

区分	使用の単位	利用料金の額	
ピアノ（調律料を除く。）	3時間以内	グランドピアノ（フルコンサート用・外国製）	5,200円
		グランドピアノ（フルコンサート用・日本製）	1,730円
映写設備	3時間以内	35ミリ用映写機1式	5,710円
		16ミリ用映写機1式	2,650円
		スライド用映写機1式	580円
		オーバーヘッドプロジェクター1式	580円
照明器具	3時間以内	ボーダーライト1列	910円
		アッパーホリゾンライト1列	690円
		ロアーホリゾンライト1列	690円
		フットライト1列	580円
		シーリングスポットライト1組	910円
		サイドスポットライト1組	1,330円
		クセノンピンスポットライト1台	910円
		サスペンションライト1式	580円
		花道フットライト1式	580円
		ストリップライト1本	80円
		スポットライト1台	160円
		ベビースポットライト1台	80円
		エフェクトマシン1台	580円

		ミラーボール1台 オーロラマシン1台 ライト用スタンド1本	580円 580円 200円
特殊電源装置	3時間以内	35キロワット用 60キロワット用	610円 1,020円
コンセント	3時間以内	持込み機械器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき	160円
舞台装置	3時間以内	オーケストラピット 反響板 舞台せりあげ装置1基 金びょうぶ一雙 松羽目 所作台 演台(花台及び脇台を含む。) 指揮台(譜面台を含む。)1台 司会用演台 平台1台 譜面台1台 箱足1個 開き足1台 ひ毛せん(座布団を含む。) 舞台幕1枚 舞台用机1基 舞台用いす1脚	3,360円 1,730円 910円 910円 910円 2,650円 580円 310円 170円 150円 50円 50円 50円 310円 580円 170円 50円
拡声装置	3時間以内	音響装置(マイク1本を含む。) マイク1本 コンパクトディスクプレーヤー1台 テープレコーダー1台 ワイヤレスマイク1本 三点つりマイク装置 エレベーターマイク装置 ステージスピーカー1組 はね返りスピーカー1台 マイク用スタンド1本	1,730円 580円 910円 910円 910円 710円 710円 1,020円 410円 100円
コントラバス用いす	3時間以内	1脚	100円
姿見	3時間以内	1台	510円
シャワー室	3時間以内		510円

備考 使用時間が3時間を超える場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額にその超える時間1時間につき当該額の2割に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。

#### 秋田県告示第172号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。



平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市船越字一向76番地 米沢初男 男鹿市船越字船越154番地 米沢和男	船越	秋田県漁業協同組合	平成23年4月1日から 同月15日まで	男鹿市船越字船越401番地22 秋田県漁業協同組合船川総括支所船越支所

**秋田県告示第173号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
財団法人 日本建築センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
指定構造計算適合性判定機関の名称	財団法人 日本建築センター	一般財団法人 日本建築センター

- 3 変更しようとする年月日  
平成23年4月1日

**秋田県告示第174号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年3月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社 大熊工務店  
山本郡八峰町八森字長坂71番地  
代表取締役 大 熊 賢 一  
秋田県知事許可（般-20）第80571号
- 3 処分の内容  
土木工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年3月23日付けで土木工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第175号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第

29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年3月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社スズケン電設  
仙北市角館町雲然上町屋158番地10  
取締役 鈴木 憲 二  
秋田県知事許可(般-18)第60219号
- 3 処分の内容  
電気工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年3月15日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年3月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 地球環境教育指導協会
- 3 代表者の氏名  
子 吉 和 典
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田市広面字野添66番地
- 5 定款に記載された目的  
(変更前)この法人はスポーツ及びダイビング関連組織による連携のもと、身近で安全な水辺活動としてのスノーケリング及び潜水の指導を通し海に恵まれた我が国(全県の海)における近代的な健全余暇活動並びに生涯学習としての普及と定着を図ると共に地球自然環境保全の大切さを教育指導する。  
(変更後)この法人はスポーツ及びダイビング関連組織による連携のもと、身近で安全な水辺活動としてのスノーケリング及び潜水の指導を通し海に恵まれた我が国(全県の海)における近代的な健全余暇活動並びに生涯学習としての普及と定着を図ると共に地球自然環境保全の大切さを教育指導する。更に人類の地球環境の生活において、現在高齢化が急速に進展しており、介護を必要とする方々が増え続けることから、福祉理念を通し社会福祉援助課題である生活の自立援助を理解し、高齢で身体が不自由になっても自由に外出できる生活行動範囲を広げていく視点から、それに伴う生活環境で不可欠な身体移動の介護移送乗降介助を支援する。
- 6 定款の変更内容
  - (1) 目的
  - (2) 特定非営利活動の種類
  - (3) 事業

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 4,300台
  - (2) 借入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成23年9月1日から平成27年8月31日まで

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 借入物品の設置場所

別途、仕様書で指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札の公告期間において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

(3) 納入しようとする機器の性能に係る審査書類を平成23年4月28日(木)までに提出し、審査を経ていること。

(4) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県企画振興部情報企画課

電話番号018-860-4273

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年4月1日(金)から同月28日(木)までの期間、上記(1)の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年5月12日(木)午前10時

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県第二庁舎5階情報化研修室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回までとし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of items to be rented : 4,300 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 12 May, 2011
- 3 Contact point for the notice : Information Planning Division, Department of Planning and Promotion, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture  
010-8572, Japan  
Tel : 018-860-4273 (Japanese only)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定したので、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人興生会 横手興生病院	横手市根岸町8番21号	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二ツ井白神土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年3月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字柏林98番地	戸崎 清 龍
〃 田沢湖梅沢字大石野351番地	大石 一 夫
大仙市豊岡字谷地31番地	信田 勇 一
〃 大神成字上村105番地	高橋 成 悦
〃 豊岡字東八日市32番地	千葉 健
〃 太田町斉内字中田14番地	小松 義 宏
〃 太田町国見字砂溜130番地	小松 幸 進
〃 太田町太田字築地古館72番地	高貝 久 遠
〃 太田町川口字中村95番地	谷口 章
〃 太田町斉内字庚塚134番地	田中 正 男
〃 太田町横沢字泥窪381番地 1	倉田 正 吾
仙北郡美郷町畑屋字外館181番地	武藤 邦 男
〃 〃 千屋字大屋敷7番地	高橋 準 司
〃 〃 浪花字上荒井68番地	高階 眞 龍
〃 〃 金沢東根字湯ノ沢192番地	高橋 敏 夫
〃 〃 本堂城回字後町98番地	星山 正 美
〃 〃 土崎字上厨川147番地	熊谷 隆 一
〃 〃 六郷東根字北明田地116番地	石田 良 一
〃 〃 天神堂字潟尻79番地	佐藤 寿 昭
〃 〃 野荒町字箆林後315番地	佐々木 亮 耕

#### 2 就任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字生田中村21番地 1	三浦 正 隆
〃 田沢湖梅沢字大石野351番地	大石 一 夫
大仙市豊岡字谷地31番地	信田 勇 一
〃 大神成字上村105番地	高橋 成 悦
〃 豊岡字東八日市32番地	千葉 健
〃 太田町斉内字南台178番地	泉 芳 博

大仙市太田町太田字築地古館72番地	高 貝 久 遠
〃 太田町齊内字中田14番地	小 松 義 宏
〃 太田町国見字砂溜130番地	小 松 幸 進
〃 太田町横沢字泥窪381番地 1	倉 田 正 吾
〃 太田町川口字中村95番地	谷 口 章
仙北郡美郷町千屋字大屋敷7番地	高 橋 準 司
〃 〃 畑屋字外館181番地	武 藤 邦 男
〃 〃 本堂城回字後町98番地	星 山 正 美
〃 〃 浪花字上荒井68番地	高 階 眞 龍
〃 〃 土崎字上厨川147番地	熊 谷 隆 一
〃 〃 金沢東根字湯ノ沢192番地	高 橋 敏 夫
〃 〃 六郷東根字北明田地116番地	石 田 良 一
〃 〃 野荒町字箆林後315番地	佐々木 亮 耕
〃 〃 天神堂字潟尻79番地	佐 藤 寿 昭
3 退任監事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖卒田字上清水83番地	石 橋 臣 平
大仙市豊川字田川63番地 1	農事組合法人中仙さくらファーム代表理事 田 村 誠 市
〃 太田町太田字太田104番地	鈴 木 馨
仙北郡美郷町本堂城回字川口道北458番地	清水川 清
〃 〃 六郷字新町100番地	高 橋 信 幸
4 就任監事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖卒田字上清水83番地	石 橋 臣 平
大仙市豊川字田川63番地 1	農事組合法人中仙さくらファーム代表理事 田 村 誠 市
〃 太田町太田字太田104番地	鈴 木 馨
仙北郡美郷町本堂城回字川口道北458番地	清水川 清
〃 〃 六郷字新町100番地	高 橋 信 幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年3月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

#### 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

#### 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成23年5月6日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分

身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者には中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(中型)を、技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者には普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年4月4日(月)から同月8日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(二種)を受けようとする者は、22,450円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 (二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除される場合は、15,800円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第29号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型二種)
- (2) 教習指導員審査(中型二種)
- (3) 教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成23年5月6日(金)午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者には大型自

自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年4月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

#### 4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、13,300円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 (二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

#### 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

### 秋田県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

#### 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査（大自二）
- (6) 技能検定員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査（牽引）

#### 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成23年5月6日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分

身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年4月4日(月)から同月8日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,100円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 (大・中型)に係 る額	技 能 検 定 員 審 査 (普通)に係る額	技 能 検 定 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3 教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,650円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,600円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては23,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第31号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項



の規定に基づき、告示する。

平成23年4月1日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

#### 1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大白二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

#### 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成23年5月6日（金）午前10時から

- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 教習指導員審査の申請手続

##### (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

##### (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年4月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

##### (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

#### 4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては15,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 （大型・中型）に 係る額	教 習 指 導 員 審 査 （普通）に係る額	教 習 指 導 員 審 査 （大・中・普通）以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては9,200円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつ

ては6,350円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,750円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては3,050円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,900円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号